

# 衆議院国土交通委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月24日（水）第8回の委員会が開かれました。

## 1 国土交通行政の基本施策に関する件

- ・石井国土交通大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。  
（参考人）独立行政法人都市再生機構理事 里見晋君

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中野洋昌君（公明）

- （1） UR賃貸住宅の修繕負担区分の見直しによる居住者負担の大幅軽減について、住民に対して周知徹底する必要性
- （2） 建設業の担い手確保
  - ア 公共工事設計労務単価の引上げ状況及び今年度の状況
  - イ 下請企業が賃金等の必要な経費を確保するための取組
  - ウ 建設工事の安全確保に必要な経費を確保するための取組

### 福田達夫君（自民）

- （1） 国土計画
  - ア 第二次国土形成計画策定に際して認識された構造課題
  - イ 国民を含めたより長期的な視点での議論を行った上で国土形成計画を策定する必要性
  - ウ 高崎市新町における連続立体交差事業等、鉄道導入による効果を楽しむつつ現代的なまちづくりを行う複合的な意味を持つ事業に対して国が支援する必要性
- （2） 下関北九州道路
  - ア 地元住民や我が国産業へのインパクトなどに鑑みて、真に必要な道路であるかの確認
  - イ 一連の判断が、地域住民と国家に対しての重要性を踏まえたものであるかの確認

### 井上英孝君（維新）

- （1） 無電柱化の推進
  - ア 無電柱化の整備推進に向けた取組
  - イ 無電柱化のコスト縮減に向けた国土交通省の取組
  - ウ 地上機器のコスト縮減に向けた経済産業省の取組
  - エ 地上機器の設置場所や工期について住民の理解を得る必要性及び民有地等の活用に向けた検討
  - オ 歩道上の路上変圧器を活用し、防災・観光情報を提供する意義及び今後のスケジュール並びに全国展開の進め方
  - カ 既設の電柱も新設の電柱と同様に占有禁止措置を実施する必要性
  - キ 大規模停電を踏まえ、官民一体で無電柱化に取り組む必要性及び政府による電線管理者に対する無電柱化へ向けた積極的な働きかけの必要性

### 初鹿明博君（立憲）

- （1） 下関北九州道路
  - ア 平成30年12月20日における塚田前副大臣と吉田参議院議員等の面会
    - a 塚田前副大臣への事前説明内容、説明資料及び議事録等を提出できない理由

- b 当日の塚田前副大臣用のメモの存在
- c 道路局長が「必要性ははっきりしている道路」と発言した根拠
- d 上記道路局長発言は、個人の認識が国土交通省の統一した見解かの確認
- イ 海峡横断プロジェクト凍結後に行われた下関北九州道路の必要性に関する検討
  - a 国土交通省内の議論の有無、その時期及び場面
  - b 具体的な検討が平成 28 年夏から秋にかけ道路局において行われたことの確認
- ウ 補助調査と国直轄調査の関係
  - a 平成 28 年夏から秋の時点で、補助調査が国直轄の調査を前提とされていたことの確認
  - b 補助調査後、国直轄の調査を行わずに計画路線になることがあるか等の確認
- エ 大臣が平成 31 年度予算成立前に下関北九州道路の調査費の箇所付けを発言したことの妥当性
- オ 平成 27 年台風第 15 号での関門橋及び下関北九州道路建設予定地の風速の違い
- カ 平成 28 年 3 月 31 日の関門会からの要望における大臣への事前説明資料等を提出する必要性
- キ 平成 20 年に決定された海峡横断プロジェクト調査中止
  - a 海峡横断プロジェクトの調査を中止しながらプロジェクト自体の中止を決定しなかった理由
  - b 平成 20 年 3 月 18 日参議院予算委員会での冬柴国土交通大臣（当時）発言の趣旨
  - c 下関北九州道路を事業化する場合は、法律を提出し国会に諮るかの確認
  - d 通常、地域高規格道路の事業化に法律制定は不要であること等の確認
- ク 本年 3 月 19 日の大臣説明資料のルート図を最有力とし、県でも検討がされていることの確認

日吉雄太君（国民）

（１） 下関北九州道路

- ア 国土交通省における具体的な道路の箇所付けの手順
- イ 要望書に国務大臣が名を連ねることが「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に反しないかの確認
- ウ 総理大臣が要望者として要望書に名を連ねることは同規範に反しないかについての大臣の認識
- エ 国土交通大臣名で要望書を作成し同大臣が受け取ることが適正かについての大臣の認識
- オ 当時国土交通大臣政務官であった江島潔議員が要望者として名を連ねていることの妥当性
- カ 自分で要望し自分で箇所付けを決める仕組みの不適切性
- キ 利害関係のある政務三役が箇所付けの意思決定に関与しない制度の有無
- ク 箇所付けの意思決定に関わる者が個別の要望に関与すべきではないとの考えに対する大臣の見解
- ケ 関門会が要望活動を行うことを安倍総理大臣が知っていたかの確認
- コ 国直轄調査に下関北九州道路を採択した際、考慮した項目
- サ 下関北九州道路が地域高規格道路の候補路線として採択されたポイント
- シ 候補路線対象として下関北九州道路と競合した他の路線の有無及びその路線名

（２） 沖縄辺野古新基地建設

- ア 県民投票結果及び沖縄 3 区補選結果に対する大臣の所見
- イ 県民投票結果及び沖縄 3 区補選結果にかかわらず新基地の建設を進めることは、憲法に反しないかについて大臣の見解
- ウ 公有水面埋立法第 4 条第 1 項第 1 号の「国土利用上適正且合理的ナルコト」の判断において、2016 年 9 月の福岡高裁那覇支部の判決文で踏まえることが示された「地域の実情」に関する検討内容
- エ 工事費用総額が不明な段階では経済合理性が判断できず、同号の要件を満たさないことの確認
- オ 同号の合理性の判断に経済合理性が含まれることの確認
- カ 同号の合理性の判断における工事費用総額の上限の有無
- キ 今帰仁村で見つかったジュゴンの死因
- ク 死因が不明な段階で建設を進めることは同法第 4 条第 1 項第 2 号の環境保全配慮要件を満たして

いないとの考えに対する見解

ケ 米国の「2019 米海兵隊航空計画」にある通り、2028 年まで辺野古新基地は使われず普天間飛行場が継続使用されることの確認

赤嶺政賢君（共産）

（１） 沖縄辺野古新基地建設に係る埋立承認撤回に対する取消決定処分

ア 行政不服審査法に基づく審理員の指名

- a 沖縄県による埋立承認撤回に対し行政不服審査法に基づき国土交通大臣が審査をするに当たり審理員が東京工業大学の日下部教授に地盤鑑定を依頼したことを大臣が知った時期
- b 土木や地盤工学においてさまざまな見解がある中で一人の鑑定結果だけで裁決を行った理由等
- c 上記教授と辺野古工事事業者との関係についての確認の有無
- d 上記教授が、国土交通省関係の審議会等の委員としての経歴を有しているかの確認
- e 国土技術政策総合研究所（国総研）と国土交通省との関係
- f 上記教授が、国総研をはじめ国土交通省の委員会委員を歴任していたことへの大臣の認識

イ 建設予定地の地盤

- a 沖縄県が埋立承認撤回の理由とした軟弱地盤に対する大臣の判断
- b 地盤改良のために工期の延長を容認することは、政府が原点とする普天間基地の早期返還と真逆であることに対する大臣の認識

ウ 公有水面埋立承認処分に付された留意事項

- a 沖縄県が、防衛局が全体の実施設計を県と協議しないまま護岸工事に着手したことは「留意事項一」に違反すると指摘している点に対する大臣の判断
- b 沖縄県が付した留意事項を国土交通省が解釈することの妥当性

エ 防衛省提出の地盤に係る設計・施工の検討結果報告書

- a 軟弱地盤が広がる B-27 地点付近では水面下何メートルから硬い粘土層になるかの確認
- b B-27 地点では水面下 74 メートルで地層が変わるとされている一方で、同地点の地層強度を推定するのに用いた S-3 地点の調査結果では 76.7 メートルと異なる数値となっている理由
- c 硬い粘土層の特徴として土の色は目視観察で黒灰の色調であること及び B-27 地点では黒灰色となるのは水面下 77 メートルと記載されていることの確認

重徳和彦君（社保）

（１） 投資用不動産への融資審査の明確化

- ア 良質な不動産投資に対する融資審査が適正に行われるための基準等を明らかにしていく必要性
- イ 国土交通省と金融庁とが連携する等して適切な投資環境を整備するための取組を強化する必要性

（２） 事故物件に関する告知義務

- ア 宅地建物取引業法第 47 条において告知が義務付けられている事項
- イ 告知する事項について関係者が判断を迷わないためのガイドラインを政府が示す必要性

（３） ビニールハウスを活用した観光農園

- ア ビニールハウスに建築基準法における建築確認が必要とされているかの確認
- イ 取り外しが容易なビニールハウスは建築物に当たらないことの確認
- ウ 観光農園の推進にあたり、農林水産省が各省所管法令の適用関係を整理し現場が取り組みやすい環境を整備する必要性

2 道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第 39 号）

- ・石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。